

答申第 608 号

平成 27 年 9 月 28 日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 26 年 11 月 5 日付けで諮問された特定の道路標示塗装業務における工事請負契約にかかる積算単価表等一部非公開の件（諮問第 681 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の道路標示塗装業務における工事請負契約にかかる積算単価表等を一部非公開としたことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成26年9月22日付けで、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、特定の道路標示塗装業務における工事請負契約に係る積算単価表（以下「本件単価表」という。）及び道路標示積算調書（以下「本件調書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、警察本部長は、平成26年10月1日付けで、本件単価表及び本件調書（以下「本件行政文書」と総称する。）のうち単価及び金額（以下「本件非公開情報」という。）について、今後発注する工事の積算調書の単価が推認され、公正であるべき一般競争入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に該当するため条例第5条第4号に該当するとして、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成26年10月15日付けで、神奈川県公安委員会に対し、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 警察本部長は、本件行政文書における本件非公開情報を公開すると、今後発注する工事の積算調書の単価が推認され、公正であるべき一般競争入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、神奈川県（以下「県」という。）における土木工事は、神奈川県県土整備局（以下「県土整備局」という。）が監修する「土木工事標準積算基準書」等によって積算することを要し、直接工事費を構成する資材単価等及び積算方法はこれに規定されていることから、公開することを前提とした、あるいは公開された

情報であり、県土整備局道路部においては、資材単価を公開していることから、警察本部長が本件非公開情報を公開しないことは許されない。

- (2) 警察本部長は、神奈川県警察(以下「県警察」という。)が採用している道路標示塗装業務の単価は、県が採用している単価とは別のものを使用しており、公表していないとしているが、県警察においても、道路標示及び区画線設置における資材単価は、県土整備局の「土木工事資材等単価表」及び「土木工事標準積算基準書」(以下「土木工事資材単価表等」と総称する。)を適用することはもとより、道路標示塗装業務の予算は県の支出であることから、県と異なる単価で積算する場合でも、本件非公開情報の公開は義務である。
- (3) 土木工事における競争入札の制度は、発注者が積算した工事設計額を基に、これに対する最低必要額を設定し、その範囲内で最低落札価格を選定することから、積算の公正を証するため、最低必要額及び最低制限価格率を公表するものであり、本件非公開情報が、適法に積算されている単価であれば、公開することによって、次年度以降の競争入札事務の遂行に支障を及ぼすことはあり得ない。

4 実施機関（警察本部交通部交通規制課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の道路標示塗装業務を委託契約するための入札公告に当たり、当該業務の入札執行に係る予定額を積算するために作成した積算単価表及び道路標示積算調書である。

(2) 条例第5条第4号該当性について

ア 本件非公開情報は、特定の道路標示塗装業務の入札執行に係る入札執行予定額及び工事設計額を算出するための単価及び金額であり、県警察で採用している道路標示塗装業務の単価は、県土整備局作成の土木工事資材単価表等に規定する単価と県警察が業者から見積書を徴して決定した単価を比較し、低い方を採用している。また、県警察が独自に材料

等を指定する道路標示塗装業務については、業者から見積書を徴して決定した単価であることから、県土整備局が公開している単価とは異なるものであり、これら単価は、実勢に近い単価とするため、原則として半年に1回改定している。

イ 審査請求人は、道路標示塗装業務の予算は県の支出となることから、県と異なる単価で積算する場合でも、本件非公開情報の公開は義務である旨主張するが、県警察が採用する単価を公開する義務規定等は存在せず、これまで公表した事実はない。

ウ 県警察が発注する道路標示塗装業務は、道路標示塗装のみの工事であり、多岐多様な工事ではないため、県が発注する工事と異なり複雑な積算を要しない。そのため、本件非公開情報を公開すると、今後発注する道路標示塗装業務の委託工事における積算調書の単価が推認され、工事設計額及び入札執行予定額の算出が容易となり、応札業者における入札金額の均一化及び業者間における価額調整、入札規制、談合等を生じさせることにより、公正であるべき一般競争入札事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第4号に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の道路標示塗装業務を委託契約するための入札公告に当たり、当該業務の入札執行に係る予定額を積算するために作成された積算単価表及び道路標示積算調書である。

(3) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開するこ

- とにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとし、本号アからオまでにおいて典型を例示している。
- イ 本号アからオまでに掲げられている情報は本号の柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似、又は関連する情報も含まれるものと解される。
- ウ 審査請求人は、道路標示塗装業務の予算は県の支出となることから、県と異なる単価で積算する場合でも、本件非公開情報の公開は義務となる旨主張している。
- さらに、審査請求人は、土木工事における競争入札の制度は、発注者が積算した工事設計額を基に、これに対する最低必要額を設定し、その範囲内で最低落札価格を選定することから、積算の公正を証するため、最低必要額及び最低制限価格率を公表するものであり、本件非公開情報が、適法に積算されている単価であれば、公開することによって、次年度以降の競争入札事務の遂行に支障を及ぼすことはあり得ない旨主張している。
- エ 本件非公開情報は、県警察が特定の道路標示塗装業務を委託契約するための入札公告に当たり、当該業務の入札執行に係る予定額を積算するために作成した積算単価表及び道路標示積算調書に記載された単価及び金額である。これは、県土整備局作成の土木工事資材単価表等において公表されている単価とは異なる県警察が独自に採用している単価であり、公表を義務付けられているとは認められず、これまで公開した事実もないものと認められる。
- オ また、県が発注する工事は、その内容が多岐多様にわたるため、一定の単価基準を示しても問題が生じないものと認められる一方、県警察が発注する道路標示塗装業務は、複雑な積算を要しないため、本件非公開情報を公開すると、今後発注する道路標示塗装業務の入札執行予定額の正確な積算が可能となることにより、業者間での価額調整、入札規制、談合等を生じさせるおそれがあるものと認められる。

カ したがって、本件非公開情報は、公開することにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められることから、条例第5条第4号に該当すると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 26 年 11 月 5 日	○ 諮問
11 月 11 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 14 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 18 日	○ 審査請求人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
11 月 21 日	○ 審査請求人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
11 月 25 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書に対する意見書を送付
平成 27 年 6 月 16 日 (第 141 回部会)	○ 審議
7 月 2 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7 月 17 日 (第 142 回部会)	○ 審議
8 月 17 日 (第 143 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関 東 学 院 大 学 教 授	
市 川 統 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
遠 矢 登	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	元 國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 教 授	会 長

(平成 27 年 9 月 28 日現在) (五十音順)